

唐代の改葬儀禮とその制度

江川 式部

はじめに

- 一 改葬儀禮の手順——『大唐開元禮』改葬條より——
 - 二 改葬の申請から完了まで——權徳輿の事例から——
 - 三 改葬手續き上の諸問題
- まとめにかえて

はじめに

改葬は遷葬・遷柩ともいい、いちど造った墓を他所へ遷すことである。^①唐代では、諸事情により各地に假埋葬されていた柩を祖塋に遷したり、父母を合葬することが、子や孫にとってなれば義務のように理解され、多くの改葬が行われた。^②南北朝～唐初にかけてはまだ特權的な意味をもっていた墓誌が、唐代後半期には皇族～官員の家族・庶民に至るまで大量に作成されるようになるが、これらの中には改葬の際に作られたものも多い。

當時の改葬の主な理由としては、卒期や卒地の異なる夫婦を合葬する、行旅中または地方赴任中に客死した家族を假埋葬地から祖塋へ遷す、管理するのに不便な場所に葬られていたものを家族の手の届く墓所に遷す、などがある。とはいえず墓を遷すという作業には、時間とかなりの資金とが必要となるため、半世紀近い歳月を経て行なわれたケースも珍しくは

ない。

また改葬が多く行われたことで、さまざまな問題も起こっていた。啓擧の際の屍柩の取り違い、舊塋あるいは合葬すべき墓が見つからない、占いによる墓地や葬期の選定に慎重になりすぎて時期を逸する等であり、これらはすでに中砂明德氏が指摘されたとおりである。⁽³⁾『唐律疏議』卷一九・賊盜律（通第二七七條）⁽⁴⁾に、「其冢先穿及未殯、而盜屍柩者、徒二年半。（其冢の先に穿たれ、及び未だ殯せず、而るを屍柩を盗む者は、徒二年半）」とあり、その疏議に、

疏議曰、……「而盜屍柩者、徒二年半」、謂盜者元無惡心、或欲詐代人屍、或欲別處改葬之類。

疏議して曰く、……「而るを屍柩を盗む者は、徒二年半」とは、盜者元より惡心無き、或いは詐りて人の屍に代えんと欲す、或いは別處に改葬せんと欲するの類を謂う。

とある。屍柩を盗むとは物騒な例だが、屍柩が當人のものでないことを知りながら取り出してしまいう例があったことや、墓所の必要からか、⁽⁵⁾勝手に人さまの墓を遷してしまいう例のあったことが、この一條からうかがえるであろう。

改葬は唐代の社會的な事象として注目され、當時の喪禮習俗に關する諸研究においてもとりあげられてきた。⁽⁶⁾しかし史料的な制約もあつて、その具體的な方法や手續き、そこに關連する諸制度については、十分に検討されてきたとは言い難い。筆者はかつて唐代社會でひろく行われていた墓參（上墓儀禮）について検討したことがあるが、⁽⁷⁾ここでは、唐朝がそれまで規範のなかつた墓參の習俗を『開元禮』に組み込んで禮文化し、休暇制度等によつて規制をかけていった様子が看取された。⁽⁸⁾社會的な要求に對し、國家は禮による規範化でこれに對處したとみられるのである。唐代の儀禮制度研究は、金子修一氏・石見清裕氏等の研究に代表されるように國家祭祀や外交儀禮等の王權儀禮を中心に研究が進められてきた。⁽⁸⁾一方で、中國の歴史社會における禮の役割や意義について考察するためには、當時の社會的要求と國家禮制との關連について明らかにしていくことも必要と思われるが、こうした面での研究はまだ淺く未解明な部分が多い。

改葬は『儀禮』等の古禮に禮文がなく、『開元禮』に到つてその儀式次第が禮文として現れてくる。唐代社會に廣く行

われ、また官僚が父母の改葬を行う際には休暇を申請することができるなどの制度が存在していた點は、上墓儀禮と似た性格をもつが、上墓儀禮が『開元禮』から禮文化されたとみられるのに對し、改葬儀禮については、これが『開元禮』に到るまでのどの時点で禮文化されたのかは明白ではない。とはいえ、喪葬儀禮の禮文としては比較的新しく編まれたものであるとみてよいだろう。⁹⁾近年『天聖令』に付された唐喪葬令の復原研究が吳麗娛氏によって行われ、それを機に唐の喪葬に關する諸制度が徐々に明らかにされてきた。¹¹⁾喪葬儀禮をめぐり、死後に行われた賻贈や贈諡、追贈等の諸制度が、唐朝の官人待遇として極めて重要な意義をもっていたことも指摘されている。¹²⁾改葬儀禮をめぐる諸制度についても、こうした研究を合わせて考察することが可能となつてきたように思う。

本稿では、唐代の社會的な事象でありながら、制度面においてまだ不明な點の多い改葬儀禮について、『開元禮』の改葬條の禮文構成の検討、及び実際に行われた手順やそこから看取される諸問題について整理分析を試みる。唐元和年間に權德輿が行つた事例をとりあげ、近年進められてきた唐喪葬令・假寧令の復原研究を含む喪葬儀禮研究の成果に依りながら、制度とその運用について検討を加えてみたいと思う。

一 改葬儀禮の手順——『大唐開元禮』改葬條より——

本章では、まず禮文規定としての改葬儀禮の式次第がどのようなものかをみておきたい。

周知のごとく唐玄宗開元二〇年(七三二)に成書した『開元禮』は、一部缺文はあるものの、完本として傳世する歴代王朝の禮典としては最古のものであり、序例三卷・吉禮七五卷・賓禮二卷・軍禮一〇卷・嘉禮四〇卷・凶禮二〇卷の一五〇卷で構成されている。¹³⁾喪葬儀禮を含む凶禮は最後部に置かれ、卷一三一に凶年振撫・勞問疾苦等の皇帝による慰問儀禮、卷一三二―一三七には五服制度などの服喪に關する儀禮、卷一三八―一四九に品官葬儀の式次第、卷一五〇に哭禮の方法など王公以下喪の諸規定が收められている。

卷一三八～一四九の品官葬儀の式次第の内容は、初終・復以下耐廟まで、基本的に『儀禮』士喪禮・既夕禮・士虞禮の内容に沿って項目がたてられているが、上に述べたとおり改葬儀禮の儀式次第は『儀禮』にはみえず、『開元禮』に到つてその儀式次第が禮文に現れてくる。改葬儀禮は、卷一四一・三品以上喪之四、卷一四五・四品五品以上喪之四、一四九・六品以下喪之四の各「改葬」條にそれぞれ品階ごとの式次第が掲載されており、これらはいずれも初葬の葬儀の末項である「耐廟」(六品以下喪では「耐祭」)の後ろに、卷を改めて一卷ずつ禮文が加えられた形となっている。

この『開元禮』の改葬儀禮については、既に石見清裕氏によつて卷一四一の三品以上喪の儀禮所作の構造が検討されている。¹⁴⁾ いまその成果をふまえながら、儀式への參與者、用具類なども含めて整理すると、表1のようになる。表は三品以上喪の儀禮に基づいて作成し、他の等級儀禮との差異を下線や太字で示している。

『開元禮』の喪葬儀禮の禮文が、三品以上喪、四品五品喪、六品以下喪の三等に分かれているのは、それぞれ身分によつて儀式内容や使用する用具に差異や差等が設けられているからである。例えば死亡時の「初終」から神主を家廟に納める「耐廟」まで全六六項目のうち、六品以下喪では薨卒の奏聞儀禮である「赴闕」や、それに對する朝廷からの弔使派遣の儀禮である「敕使弔」など、一三の項目が立てられていない。しかし改葬儀禮の禮文に關しては、これら三等の項目は同じであり、六品以下喪でも以下にみる ①ト宅②⑦虞祭までの項目が缺けることはない。つまり儀禮内容や用具に差等はあるものの、各項目の儀禮そのものは等級に關係なく行われることを想定して、禮文が組まれていることになる。

また改葬儀禮の内容は、最初の「ト宅」の項を除けば、尸柩を墓から墓へと遷す埋葬に關わる部分のみで構成されている。これを初終・復からはじまる初死の例に對應してみると、概ね「將葬・墓上進止」條の各項目に該當するが、項目名だけを見ると重複項目は少ない(表2)。内容の省略により項目が立てられていない場合もあるが、全體としてみれば、第(家)から墓へと尸柩を運ぶ初葬と、墓から墓へと尸柩を遷す改葬との儀禮手順が異なるためとみられる。つまり、『開元禮』の改葬儀禮は、初死の埋葬手順どおりではなく、行わない部分を削り、「啓請」「開墳」などの必要な手順を新

表1 『開元禮』 卷一四一・三品以上喪之四所載 改葬儀禮概要

	内 容	場 所	参 與 者	用 具 等
①ト 宅	埋葬地選定の占い	改葬地	改葬者	白布帷幕
②啓 請	舊墓開墳のため墓前に序列啓擧の理由を墓主に告げる	假葬地	主人・妻妾女子・子・内外諸親	行帷
③開 墳	舊墳墓を啓く	假葬地	祝・掌事者・内外諸親	記述なし
④擧 柩	柩を幕下の席の上に置く、哭禮	假葬地	掌事者・主人・主婦・丈夫・婦人・周親以下・外姻・國官・僚佐	席・幕・帷門
⑤奠	舊柩へのお供え	假葬地	祝・主人・内外卑者	功布・新褚・洗・幕・疊水・勺・幕・篋・巾・爵・席・啓奠・醴酒之尊・饌
⑥升柩車	舊柩を輻車に載せ運び、尸を牀に置く	假葬地	掌事者・内外諸親・丈夫・婦人	輻車・帷門・牀・幕・枕席・帷・柩車・輻
⑦斂	尸を新柩に収める	假葬地	主人・妻妾女子・子・丈夫・婦人・掌事者・内外諸親・男女・擧者	衣・幕・帷・明衣裳・上衣・冕・具導・簪纓・花釵衾・花釵・醴酒・牀・席・蓋
⑧奠	新柩へのお供え	假葬地	祝・掌事者・執饌者・相者・主人・内外卑者	巾・几・席・疊洗・幕・饌・酒
⑨設靈筵	靈座の設置	假葬地	記述なし	吉帷・幕・牀・帷・屏・几・服飾・膳羞・湯沐
⑩進 引	出棺前日及び當日の、柩と靈を車に乗せる準備	假葬地	掌事者・侍靈者・執挈縛者・持嬰者・執鐸者・執蠹者・執銘旌者	輻車・凶帷・鼓・靈車・儀仗・腰輿・威儀・帷門・饌・帷・嬰・披紼・鐸・蠹・銘旌
⑪告 遷	柩を柩車に、靈輿を靈車に乗せる	假葬地	祝・執縛者・執鐸者・持嬰者・掌事者	腰輿・靈座・靈車・輻・旌・蠹・鐸・輻車・嬰・帷障・紼
⑫哭柩車位	出棺前の哭禮	假葬地	丈夫・婦人・外姻・國官・僚佐	輻車
⑬設遣奠	出棺のお供え	假葬地	相者・主人・内外諸親	遣奠之饌・輻車・酒・席・蒲葦・牲體下節・輿
⑭輻車發	靈車・柩車（輻車）の出發	假葬地	主人・妻妾女子・子・丈夫・親賓・尊者	奠・吉凶儀仗・靈車・鼓吹・柩車・行帷・輻車・車馬
⑮宿 止	移動途中の宿り	道中	掌事者・尊者・祝・内外諸親・掌饌者	吉帷・凶帷・車馬・靈車・帷門・腰輿・靈座・柩車・酒脯之奠・席・鼓
⑯到 墓	新塋への埋葬	改葬地	尊者・祝・内外諸親・掌事者・主人・妻妾女子・子・周親以下・執縛者・親賓・國官之長・持嬰者・執事者	靈車・帷門・腰輿・靈座・酒脯之奠・柩車・布席・張帷・輻・紼・玄纁・束帛・倚嬰・帳銘器苞牲酒米等物・版・銘旌・誌石・關鑰
⑰虞 祭	埋葬後のたまやすめ	改葬地	掌事者・内外諸親・掌饌者・相者・主人・祝・卑者	虞祭之饌・疊洗・篋・靈幕・靈座・版

※太字は六品以下葬の儀式内容と比べた場合に降殺がみられるもの。下線は三品以上喪のみ、ほかは四・五品と同じ。

※參與者について、「丈夫」「婦人」のように儀禮上分けて呼稱されている場合はそれも含む。

表2 『開元禮』 卷一三九・一四一項目對應表

卷一三九・三品以上喪之二 將葬・墓上進止條項目	卷一四一・三品以上喪之四 改葬條對應項目
陣車位	
陳器用	
進引	⑩進引
引輜	
輜在庭位	
祖奠	
輜出升車	
遣奠	
遣車	
器行序	
諸孝從柩車序	
郭門外親賓歸	
諸孝乘車	
宿止	⑮宿止
宿處哭位	
行次奠	
親賓致贈	
塋次	
到墓	⑯到墓
陳明器	
下柩哭序	
入墓	
墓中置器序	
掩壙	
祭后土	
反哭	
虞祭	⑰虞祭
⑦斂、⑧奠は、卷一三八の陳大斂衣・大斂・奠に對應	

たに加えて構成されているといえよう。

以下『開元禮』卷一四一・三品以上喪之四・改葬條より、その一七項目の概要をみていくことにする。なお原文は長文であるので掲載はせず、儀禮の内容と要點のみを譯出する形で整理した。

①卜宅 埋葬地を決めるための卜占儀禮である。改葬者は吉服（官服）で儀式に臨む。儀禮は初葬の際の卜宅兆（三品以上喪の場合）は『開元禮』卷一三八に禮文あり）と同様にいう。

②啓請 舊塋で啓學を行うにあたり、主人と妻妾女子子などの近親者及び内外諸親が、墓前で哭禮を行う。このとき主

人をはじめ近親者は総麻服（三カ月の服喪に用いる喪服）を着用し、周親以下の参列者は素服（普段着）を着用する。

- ③開墳 祝（みこ）が羨道（墓室に通じる道）に立ち、改葬の理由を述べ、参列者は哭禮を行う。その後、参列者は一時他所に移動し、掌事者（介添えや力仕事を行う人足）が墓室を開く。終わると、参列者はもとの場所に戻って再び哭禮を行う。

- ④擧柩 主人以下の参列者が、取り出された柩を圍んで哭禮を行う。主人ら男性の近親者は柩の東側、主婦ら女性の近親者は柩の西側、周親以下の男性は主人の東北、周親以下の女性は主婦の西北、外姻の男性は主人の東南、外姻の女性には主婦の西南にならぶ。國官は帷門（墓のまわりを圍むとばりに設けられた門）の東北に、僚佐は帷門の西北にならぶ。
- ⑤奠 祝が功布（灰を使って漂白した麻布）で柩を拭う。主人は舊柩に啓の奠（醴酒のお供え）を行う。

- ⑥升柩車 柩を別所に運んで、柩から尸を取り出す儀禮。掌事者が柩を輻車（柩を運ぶ車）に載せて墓所から施設所（戸に對し衣替えや新柩に移すなどの作業を行うための場所）に運ぶ。施設所には豫め尸を置くための牀と、それを圍む帷を設けておく。柩を輻（柩を運ぶための車で、三品以上喪に限り使用される）に載せ替えてから施設所に入る。柩から尸が取り出されて牀に置かれると、参列者は哭禮を行う。

- ⑦斂 尸を新柩に納める儀禮。男尸には明衣裝（死裝束）・上服（うちかけ）と導（櫛）・簪（かんざし）・纓（かんむりのひも）のそえられた冕（かんむり）、女尸には花釵（女性用のかんざし）・衾（きょうかたびら）を用意する。そして男尸には冕をつけ、女尸には花釵をつけて、それぞれ新しい衣裝に着替えさせる。掌事者が尸を新柩に移して納め、蓋（ふた）を置いて衾で覆う。参列者は哭禮を行う。

- ⑧奠 靈に酒と饌をお供えする。祝が靈のために席と几（脇息。巾を添える）を設け、相者（介添え人）の導きで主人が席前で獻酒を行う。参列者は哭禮を行う。

- ⑨設靈筵 出發までの間、吉帷（靈がいるとばり）内に靈筵（靈が起居する場所）を設けて、膳羞（お膳）や湯沐（沐浴の

ための湯をお供えする。

- ⑩進引 改葬地へ向けて出發する際の儀禮。前日の夕方、掌事者が輻車を凶帷（戸が置かれたとばり）の外に準備しておく。當日、一つ目の鼓が打たれると、靈車・儀仗が準備される。二つ目の鼓が打たれると、侍靈者が腰輿（靈を乗せるこし）をもつて靈のいる帷に詣る。靈車は帷門の外に詣る。三つ目の鼓が打たれると、掌事者は饌や帷を撤收し、持娶者は娶（うちわ狀のひつきかざり）で柩を遮り、執紼者は紼（柩を引くための綱）をとり、執鐸者は鐸（すず）を持ち、執銘旌者は銘旌（柩の主の官位や姓名を記した布をとりつけた旗竿）を持ち、纛（はたほこ。葬列の指揮をする。五品以上喪のみ使用）の南に整列する。

- ⑪告遷 靈に出發を告げ、柩を輻車に載せる儀禮。祝が腰輿を靈座に導き、「今吉辰なるを以て、奉じて宅兆に即く」と靈に告げる。靈が乗った輿を靈車の後に寄せ、靈を靈車に移す。女性の場合は女の祝がこれを行う。纛・鐸・輻車・輦の順に並ぶ。柩が載せられた輻車が動き始める際、執鐸者は鐸を三振りし、持娶者は常に輻車の上の柩を遮るように娶を持つ。輻車が輻車の後に到ると、執紼者は輻車につけられた紼を解いて、輻車につけかえる。帷障を輦の後に設置して（柩がみえないようにし）、柩を輻車に載せる。

- ⑫哭柩車位 出發しようとする輻車を圍んで行う哭禮。男性の近親者は輻車の東側、女性の近親者は輻車の西側、男性の外姻者は輻車の東南、女性の外姻者は輻車の西南、國官は男性外姻者の東北、僚佐は國官の西北で、それぞれ哭禮を行う。

- ⑬設置奠 見送りの際のお供えの儀禮。輻車の東側に見送りのための遣奠の饌を設置する。主人は相者に導かれて獻酒を行う。參列者は哭禮を行う。奠饌を撤收したのちは、蒲葦（蒲や葦で編んだむしろ）で包んだ犠牲の下節（足）七包み（四品・五品喪は五、六品以下は二）を輿に載せて墓所に向かう。

- ⑭輻車發 輻車出發の際の儀禮。儀仗は靈車（靈が乗る車。輻車には柩が乗る）を導き、鼓吹（五品以上喪のみ）が行われ

て行列が進む。主人以下みな歩きながら柩車の後で哭禮を行う。男性の近親者のあとに妻妾女子子ら女性の近親者が續いて、歩きながら哭禮を行い、その姿は行帷（可動式のとばり）で遮るようにする。停所（施設所）から三百歩ばかりきたところで、歸還する参列者は哭禮を行って葬列を離れる。葬列に従う人々のうち、尊長者は車馬に乗り、柩の後に従い、哭聲は絶やさないようにする。

⑮宿止 墓所に向かう道中での休息（宿泊）の際の儀禮。掌事者が吉帷・凶帷を設置する。吉帷は宿所の左、凶帷は宿所の右に設ける。尊長者は車馬を降りて歩きながら哭す。靈車が帷門（吉帷門）の外に到着すると、祝が腰輿を導いて、靈を輿に乗せ、靈座に詣り、食事などをお供えする。次に柩が凶帷に到着すると、掌饌者は柩の東に席を設けて酒脯の奠をお供えする。奠がお供えされると、参列者は哭禮を行う。夜は夕奠をお供えし、こもこも終夜哭聲をあげ續ける。朝は朝奠をお供えし、靈座には常食をお供えする。食事を撤收し、ふたたび靈（と柩）をそれぞれ車に迎えて出發する。

⑯到墓 新塋に到り、柩を埋葬する儀禮。墓に到着すると、尊長者は車馬を降りる。豫め設けられた帷に靈車が到着すると、祝は輿を導いて靈を輿に乗せ、靈座に運び、酒脯の奠を設ける。次に柩が壙（墓穴）の前に到着すると、参列者は哭禮を行う。掌事者が柩車の後に帷を設けて、柩を柩車から降ろして輜に乗せかえる。主人以下の近親者は柩を撫して哭禮を行い、續けて周親以下の参列者も撫哭を行う。執紼者は紼を輜につけ、掌事者は柩（が載せられた輜）を壙に降ろす。輜が壙から取り出される。先に歸還する人々は弔哭の禮を行って墓所を離れる。國官の長は玄纁（赤黒の絹）・束帛を主人に渡す。主人はこれを受け取って祝に手渡し、稽顙（跪いて頭を地面にしばらくの間つける禮）し再拜する。祝は奠、持鬻者は倚鬻、執事者らは帳・明器・苞牲・酒・米等の副葬品のほか、銘旌・誌石（墓誌）をもつて壙内に入り、これらを墓室内に置く。終わると、掌事者は壙戸を閉じて鍵をかけ、土で覆う。参列者は靈所にて哭禮を行う。

⑰虞祭 柩を埋葬したあとの、たまやすめの儀禮。墓に柩が降ろされたのち、掌事者は靈座に、たまやすめのための虞祭の奠を設置する。また掌饌者は虞祭の饌を設置する。主人が相者に導かれて靈座に獻酒を行い、参列者は哭禮を行う。祝が版（祝文が書かれた版）を持って、「維年月朔日子、孝子某、敢て考（父）某官封諡 妣は夫人某氏と云うに昭告す。幽宅を改遷し、禮畢り終虞す。夙夜寧に匪ず、啼號極り罔し。謹んで潔牲・柔毛・剛鬣・明粢・薌合（黍）・薌其（梁）・嘉蔬・嘉薦・醴齊・祇薦を以て、考某官封諡に虞事す。尙はくは饗けよ」となえる。主人は再拜し、参列者は哭禮を行う。主人以下の人々は相者に導かれて別所に到り、哀服を脱いで素服に着替える。掌饌者は饌を、掌事者は靈座を撤收して、儀禮が終了する。

全體としては、①の墓域選定のための卜占儀禮、②～⑭の舊塋を啓いて柩を取り出しそれを改葬地に向けて送り出すまでの啓擧の儀禮、⑮の移動途中の宿止、⑯⑰の改葬先の墓に到着して行う埋葬の儀禮とに分けられる。このうち最も内容が多いのが②～⑭の啓擧の際の儀禮である。舊塋を開いて柩を取り出し、さらに柩を別所（施設所）に運んで遺體を舊柩から取り出し、明衣を着せかえ冠やかんざしを新しくしたうえで、新柩に納める。また新柩が改葬地へ向けて出發する際の儀禮にみえるように、靈は靈車、尸（柩）は輜車に乗せられており、この二者が別のものとして認識されていたことがうかがえる。¹⁶

參與者についてみると、啓擧から到墓・虞祭にいたるまで、主人をはじめ妻や子供たちなどの近親者がこれらの儀式に参列することになっており、さらに外戚のほか、五品以上喪では國官・僚佐なども参列することが想定されている。掌事者・祝・相者・儀仗などの助祭者もあり、これらは六品以下の禮文も同様であり、『開元禮』の改葬儀禮は親族だけで禮文が構成されているわけではないことがわかる。このほか、男性の尸については男性の祝、女性の尸については女性の祝が、儀禮を執り行うよう指示されていたり、参列者のうち男性の立ち位置と、女性子供の立ち位置とが分けられてい

たりする點も確認できるだろう。また⑰の祝文から、被葬者としては父母が想定されていることもわかる。

このように『開元禮』所載の改葬儀禮は、父母をその對象とし、近親の親族が直接關わることを前提に、人數的規模もかなり大がかりな儀禮として構成されていることがわかる。また五品以上喪の禮文には國官や僚佐の參列が述べられていることから、初葬の際の敕使弔と^⑰同じく、朝廷への奏聞と弔使の派遣とが想定されているとみてよいだろう。こうした禮文規定の背景をみるために、次章以下では唐代に行われた改葬の實例をみていくことにする。

二 改葬の申請から完了まで——權德輿の事例から——

改葬を行う場合、實際にはどのような申請や手続きが行われていたのだろうか。この問題については、具體的な経緯を記す史料が極めて少なく、當時の全容を明らかにすることは困難だが、ここではその一例として、權德輿が残した記録から、高級官僚である彼の行った改葬に關する手続きを検討してみたい。^⑱

權德輿（七五九—八一八）は唐代中期（德宗—憲宗期）に活躍した政治家である。天水略陽（甘肅秦安の東北）人で、潤州丹徒で生まれた。元和十二年（八一七）、潤州にあつた父母の墓を、洛陽の祖塋に遷している。ここでは『權德輿詩文集』（上海古籍出版社、二〇〇八年。以下史料同）にみえる權德輿と中央との往還文に基づき、その手続きを整理する。

元和十二年（八一七）當時、權德輿は五九歳、山南西道節度觀察使銀青光祿大夫檢校吏部尚書兼興元尹御史大夫上柱國扶風郡開國公で、興元府（陝西漢中）に赴任していた。このため、監察御史裏行であつた子の權璩^⑲が、改葬の際の實務に携わっている。以下に《關連系圖》と《親族概略》を示しておく。

《關連系圖》

崇本―無待―倕―皐―德輿―璩―憲孫

「珣」

《親族概略》

(祖父) 倕・右羽林軍錄事參軍。天寶四載(七四五)卒。埋葬地は本稿後段に考察

(祖母) 楊氏・湖州武康令楊晏の娘。弘農楊氏。至德二載(七五七)杭州富陽縣で卒、富陽に埋葬

(父) 皐・大曆二年(七六七)四月一四日、潤州で卒(四二歳)、丹徒に埋葬。著作郎

墓表は李華撰(『全唐文』卷三二二・著作郎贈秘書少監權君墓表)

永貞元年(八〇五)工部尚書を追贈(正三品)

元和二年(八〇七)太子少傅を追贈(正二品)

元和七年(八二二)太子太保(從一品)を追贈、追諡「貞孝公」

(母) 李氏・冀州司倉李備の娘。隴西李氏。貞元四年(七八八)六月二三日、洪州で卒、丹徒に合葬

墓表は梁肅撰(『全唐文』卷五二二・著作郎贈秘書少監權公夫人李氏墓誌銘)

元和元年(八〇六)燉煌縣太君を追贈

元和二年(八〇七)絳郡太君を追贈

(妻) 崔氏・崔造の次女

(男) 璩・長男。監察御史裏行

以下、卷四六・應緣遷奉狀制書手詔等に収載された諸史料から、元和一二年(八一七)に行われた改葬の経緯を①～⑥

に整理して、その経緯をみていく。

①改葬の申請と認可（元和二年（八一七）二月二五日）

卷四六・縁遷耐請令子弟營護狀

右。臣亡祖松柏、先在東都。臣幼年流寓江東、夙嬰鍾罰、亡父母於潤州安措。今歲在丁酉、是商姓通年、取四月二十日於潤州啓舉、七月十九日於東都遷耐。……伏以守土理戎、不敢自求營護、欲遣子弟專往、不敢不先事上聞。謹錄奏聞。

右。臣が亡祖の松柏、先に東都に在り。臣幼年に江東に流寓し、夙嬰罰を鍾め、亡き父母を潤州に安措す。今歲在丁酉、是れ商姓の通年、四月二十日を取りて潤州に啓舉し、七月十九日に東都に遷耐す。……伏して守土理戎を以て、敢て自ら營護を求めず、子弟を遣して專往せしめんと欲す、敢て事に先んじて上聞せずんばあらず。謹んで録して奏聞す。

敕。某省所奏請遷耐事、具悉。卿移孝爲忠、嘗竭弼諧之志。慎終追遠、每增霜露之恩。無忘在公、載陳誠懇、眷言倚屬、喜嘆良深。所請令子弟專往營護、允依來奏、想宜知悉。春煖、卿比平安好。遣書指不多及。二月十五日。

敕。某省奏する所の遷耐を請うの事、具悉す。卿は孝を移して忠と爲り、嘗に弼諧の志を竭す。終を慎み遠を追い、毎に霜露の恩を増す。公に在るを忘る無く、誠懇を載陳す、倚屬を眷言するに、喜嘆良に深し。請う所の子弟をして專往營護せしむるは、允すに來奏に依り、想うに宜しく知悉すべし。春煖なれば、卿比おい平安にして好からんことを。書を遣わす、指すに多くは及ばず。二月十五日。

權徳輿が行った改葬の申請に對し、元和一二年（八一七）二月一五日に敕許が下りたことがわかる。申請の内容として、潤州にある父母の墓を洛陽の先塋に遷すという目的、改葬には自身が出向くのではなく子弟を遣わすこと、またその期間として四月二〇日に潤州で舊塋を啓き、七月一九日に東都洛陽に遷すこと、を述べている。すでに日程を決めたうえで申

請を行っていることは留意すべきであろう。この二月一五日の敕許に對して、權德輿は「謝詔表」を上っている。卷四六・謝許遷祔并令子弟營護詔表には次のようにある。

臣德輿言、伏奉今月十五日手詔、許臣遷祔、并令子弟專往營護者。捧承詔書、曲遂私志、感泣嗚咽、激於肝心。臣德輿誠誼荷、頓首頓首。……謹遣押衙朝議郎前興元府金牛縣主簿張價、奉表陳謝以聞。臣某誠惶誠荷、頓首頓首。謹言。

臣德輿言えらく、伏して今月十五日の手詔を奉るに、臣の遷祔、並びに子弟をして營護を專任せしむを許さる。詔書を捧承し、私志を曲遂す、感泣嗚咽、肝心に激す。臣德輿誠惶誠荷、頓首頓首。……謹んで押衙朝議郎前興元府金牛縣主簿の張價を遣し、表を奉りて陳謝し以聞せしむ。臣某誠惶誠荷、頓首頓首。謹んで言す。

②日程の確認と勾當官の申請（四月一〇日・一九日）

卷四六・請遷舉假内差官勾當狀

右。臣伏奉去二月十五日詔命、許臣遷祔、起四月二十日至七月十五日、合在准式假内。使事、請令攝節度副使檢校尚書水部員外郎兼殿中侍御史樊宗師勾當、其府事、請令少尹王士良勾當、其間四使各有判官。若事關師旅錢穀稍要重者、并須有聞奏者、臣自躬親、不敢闕事。謹錄奏聞、伏聽敕旨。元和十二年四月十日使奏。

右。臣伏して去る二月十五日の詔命を奉るに、臣の遷祔を許し、四月二十日起り七月十五日に至るまで、合に准式假内に在るべし。使事は、請うらくは攝節度副使檢校尚書水部員外郎兼殿中侍御史樊宗師をして勾當せしめ、其の府事は、請うらくは少尹王士良をして勾當せしめ、其の間四使各判官有り。事の師旅・錢穀の稍や要重に關る者、並びに須らく聞奏有るべき者の若きは、臣自ら躬親し、敢て事を闕かさず。謹み録して奏聞す、伏して敕旨を聽く。元和十二年四月十日使して奏す。

敕旨。宜依。四月十九日。

敕旨。宜く依るべし。四月十九日。

四月二〇日の潤州啓擧を控え、同月一〇日に休暇中の職務代行に關する申請を行い、同月一九日にそれに對する許可が下りたことがわかる。二月の改葬申請の際には、權徳輿自らは潤州へは行かずに、子弟を派遣することが述べられていた。本條の日付からみて、改葬が行われている間は、服喪のため職務を離れる必要があり、豫め勾當官（休暇中の職務代行者）を選定して申告しておかなければならなかつたのであろう。本稿後段でみるように、權徳輿は柩の營護には携わっていないが、改葬地である洛陽には夫婦で足を運んでいる。

③祖父への迴充追贈の奏聞（四月二十九日・五月一九日）

卷四六・請追贈先祖故羽林軍錄事參軍狀

亡祖、右羽林軍錄事參軍偁。

右。臣亡祖仕於開元天寶之際、文行聲實、推重士林、稟命不融、竟沉下位。……今檢校官・兼官竝至三品、勳官及爵竝至二品。玷冒斯甚、曠敗是憂。況臣本官興元尹、足領當道使務、理戎撫俗、不假他官。其檢校吏部尚書兼御史大夫并散官勳爵、竝乞削免、回充亡祖追贈、則殘生展霜露之感、幽壤荷日月之光。……謹遣進奏官押衙朝議郎前金牛縣主簿張儂、奏狀陳乞以聞。謹奏。

亡祖、右羽林軍錄事參軍偁。

右。臣が亡祖は開元天寶の際に仕え、文行聲實にして、士林に推重せらるるも、稟命不融にして、竟に下位に沉む。……今ま檢校官・兼官竝びに三品に至り、勳官及び爵は竝びに二品に至る。玷冒斯れ甚しく、曠敗を是れ憂う。況んや臣の本官興元尹、當道の使務を領するに足り、戎を理め俗を撫し、他官を假りず。其の檢校吏部尚書兼御史大夫并びに散官勳爵は、竝びに削免を乞い、亡祖の追贈に回充すれば、則ち殘生は霜露の感を展べ、幽壤は日月の光を荷う。

…謹んで進奏官押衙朝議郎前金牛縣主簿の張價を遣し、奏狀陳乞して以聞す。謹み奏す。

奉進止、權某在遷舉假内、尋常公事任各差官勾當、如有敕使及別奉詔命、即令權服慘服受進止。四月二十九日。

進止を奉ずるに、權某は遷舉假内に在り、尋常の公事は各差官に任せて勾當せしめ、如し敕使有り、及び別に詔命を奉ずれば、即ち權に慘服を服して進止を受けしめよ。四月二十九日。

敕。代必生賢、爰追祖德、恩當被遠、用示朝章。山南西道節度管内支度營田觀察處置等使銀青光祿大夫檢校吏部尚書兼興元尹御史大夫上柱國扶風郡開國公食邑二千戶權某、亡祖故右羽林軍錄事參軍僉、含和體仁、克己存道、五常佩訓、一命滋恭。…可贈尚書禮部郎中。五月十九日。

敕す。代よ必ず賢を生む、爰に祖の德を追い、恩は當に遠を被い、用て朝章を示すべし。山南西道節度管内支度營田觀察處置等使銀青光祿大夫檢校吏部尚書兼興元尹御史大夫上柱國扶風郡開國公食邑二千戶權某、亡祖の故右羽林軍錄事參軍僉、含和體仁にして、克己もて道を存し、五常もて訓を佩く、一命滋ます恭なり。…尚書禮部郎中を贈るべし。五月十九日。

卷四六・謝贈先祖尚書禮部郎中表

臣德輿言、伏奉今月十九日制命、臣亡祖右羽林軍錄事參軍僉、追贈尚書禮部郎中。號捧詔書、欽承追錫。…無任感恩哀荷之至、謹差進奏官某乙、奉狀陳謝以聞。臣某誠惶誠恐、頓首頓首。謹言。元和十二年五月二十七日、使上表。

某省所奏、請回檢校官及兼追贈亡祖事宜、具悉。卿位更將相、委重蕃方、褒贈自是典章、豈必更回官秩。因心志切、報本誠深、已詔追榮、良增嘉嘆。想宜知悉。夏熟、卿比平安好、遣書指不多及。閏五月五日。

臣德輿言えらく、伏して今月十九日の制命を奉ずるに、臣の亡祖右羽林軍錄事參軍僉、尚書禮部郎中を追贈せらる。詔書を號捧し、欽んで追錫を承く。…感恩哀荷の至りに任うる無く、謹んで進奏官某乙を差して、狀を奉じ陳謝して以聞す。臣某誠惶誠恐、頓首頓首。謹み言す。元和十二年五月二十七日、使して上表す。

赦す。某省奏する所の、檢校官及び兼（官？）をかえ回して亡祖に追贈するを請うの事宜、具悉す。卿位は將相を更かて、蕃方に委重す、褒贈は自ら是れ典章、豈に必ずや更あまためて官秩を回さんや。因心志切、報本誠深もて、已に詔して追榮し、良に嘉嘆を増す。想うに宜く知悉すべし。夏熱ければ、卿比おい平安にして好からんことを。書を遣わす、指すに多くは及ばず。閏五月五日。

すでに改葬のための休暇に入った四月二十九日、權德輿は自分の官職「山南西道節度觀察使・銀青光祿大夫・檢校吏部尚書兼興元尹・御史大夫・上柱國・扶風郡開國公（職事從三品、散官正二品、勳正二品、爵正二品）」のうち、使職である山南西道節度觀察使と職事の興元尹を除く、檢校官・兼官・勳・爵を削って、祖父に贈官を與えてくれるよう奏上した。これに對して、五月十九日に祖父の權俤に尙書禮部郎中（從五品上）の追贈が行われたことがわかる。改葬の申請では潤州の父母の墓を洛陽に遷すことを理由にしていたことを考えると、このとき祖父への贈官を申請しているのは妙な感じがする。じつは後段で見ると、德輿はこのとき杭州の祖母の墓もあわせて洛陽に遷したことが文集所載の史料から確認できるので、祖父への贈官申請は、そのことをふまえてのものであった可能性がある。權德輿は右のごとく五月二十七日に「謝贈先祖尙書禮部郎中表」を奉って、この祖父への贈官に感謝の辭を述べているが、この謝狀に對して憲宗は閏五月五日に手詔を下し、このたびの贈官については、迴充の必要がないことを傳えている。權德輿は再び卷四六・謝手詔不聽回官秩表を奉り、迴充無用の件に對する感謝を申し述べている。

④父の改葬を一品の儀式に準じて行うことを申請（閏五月〜六月か）
卷四六・請遷祖先父准一品儀式狀

亡父贈太子太保某。

右。臣亡父、取七月十五日於東都遷祔、贈官是一品。准式合有函簿・幔幕・人夫等、謹錄奏聞、伏聽敕旨。

亡父贈太子太保某。

右。臣の亡父、七月十五日を取り東都に於て遷耐す、贈官は是れ一品。式に准りて合に鹵簿・幔幕・人夫等有るべし、謹み録して奏聞す、伏して敕旨を聴く。

奉敕。宜付所司、准式。

敕を奉ず。宜く所司に付し、式に准れ。

この史料は日付不詳だが、卷四六・應縁遷奉狀制書手詔等に收載された一連の文書の中では、職務復歸報告文書である「遷舉假滿勾當公事狀」（卷末）の直前、埋葬段階とみられる位置に排列されている。このことから、これは潤州啓舉から柩を洛陽に運ぶ際の申請文書ではなく、洛陽の祖塋に葬る際の儀仗申請であったと考えられる。鹵簿・幔幕・人夫等については「式に准れ」とあり、それぞれ基準があつたことがわかるが、これについては次章でみることにする。

⑤耐葬（七月一日）

卷二六・先公先太君靈表

先公以大曆二年歲在丁未、夏四月十四日棄代於潤州、先友趙郡李公遐叔已爲之墓表。先太君以貞元四年歲在戊辰、夏六月二十三日棄代於洪州、亡友安定梁肅寬中又爲之墓表。乃今元和十二年歲在丁酉、秋七月十五日壬寅、孤子山南西道節度觀察使銀青光祿大夫檢校吏部尚書兼興元尹御史大夫扶風郡開國公德輿、始獲備誠信、以追命徽數昭告、啓二封於丹徒、耐神於東都萬安山之北原。其終始大要、官伐大本、竝已具李氏之說。孤窮噉號、以補其缺文。先公以永貞元年再追命爲工部尚書、元和二年三追命爲太子少傅、七年四追命爲太子太保。太常考行、易名曰貞孝公。先夫人元和元年追命爲燉煌縣太君、二年再追命爲絳郡太君。……嗚呼、曾王父以上葬於本州、今限異域、王父葬於伊水之陽。屬者卜耐於伊水之陽不吉、得萬安山之原吉。

先公は大暦二年歲在丁未、夏四月十四日を以て代を潤州に棄つ、先友趙郡李公遐叔已に之が墓表を爲る。先太君貞元四年歲在戊辰、夏六月二十三日を以て代を洪州に棄つ、亡友安定梁肅寬中又た之が墓表を爲る。乃ち今元和十二年歲在丁酉、秋七月十五日壬寅、孤子山南西道節度觀察使銀青光祿大夫檢校吏部尚書兼興元尹御史大夫扶風郡開國公德興、始めて誠信を備るを獲て、追命徽數を以て昭告し、二封を丹徒に啓き、神を東都萬安山の北原に耐す。其の終始大要、官伐大本は、竝びに已に李氏の説に具れり。孤窮ら噉號して、以て其の歛文を補う。先公永貞元年を以て再び追命せられて工部尚書と爲り、元和二年三たび追命せられて太子少傅と爲り、七年四たび追命せられて太子太保と爲る。太常考行し、易名して貞孝公と曰う。先夫人元和元年追命せられて燉煌縣太君と爲り、二年再び追命せられて絳郡太君と爲る。……嗚呼、曾王父以上は本州に葬るも、今は異域に限られ、王父は伊水の陽に葬る。屬者トうに伊水の陽に耐するは吉ならず、萬安山の原を得るは吉なり、と。

ここには父權皐と母李氏について、卒後から改葬までの経緯が簡略にのべられている。表題は「靈表」としていて、これが實際に石に刻されたものであるのかはわからない。「其の終始大要、官伐（闕）大本は、竝びに已に李氏の説に具れり。孤窮ら噉號して、以て其の歛文を補う」とあり、改めて墓誌を作成しなおすことはせず、追贈部分のみ「靈表」を作成して補記したのである。⁽²⁰⁾ 埋葬地については、「伊水の陽」にあつた俚の墓に耐葬したのではなく、萬安山の北原に葬るとある。萬安山は洛陽の西、宜陽縣の南にある山で武后が興泰宮を置いた所である。杭州から柩を運んできた祖母の楊氏については卷二六・王妣夫人弘農楊氏附葬墓誌銘并序に、「七月壬寅、耐王考府君兆域於東都伊闕縣慈水之陽吉（七月壬寅、王考府君の兆域に東都伊闕縣慈水之陽に耐するは吉なり）」とあるので、俚の墓に耐葬されたとみてよいだろう。祖父母と父母とは同じ洛陽とはいっても異なる墓所に埋葬されたことになる。なおこの七月一日の改葬に關わる文章としては、このほかに卷五〇・告王考禮部府君文、同卷・告王妣楊氏文、同卷・告先公貞孝公文がある。これら墓祭文には、いずれも「謹遣男（監察御史裏行）璩」とあつて、耐葬そのものは權德輿の長男である璩に行わせたことが確認できる。であれば、

璩は同日に二か所の埋葬を行わなければならなかったことになるが、実際には難しかったかもしれない。權徳輿が撰文を行った段階では、七月一五日に嫡子の璩によって耐葬が行われることになっていた、と理解すべきであろう。

⑥職務復歸の連絡（七月一六日）

卷四六・遷舉假滿勾當公事狀

右。伏准去二月十五日詔命、許臣遷奉、自四月二十日至七月十五日、合在假内。今准假滿、以今月十六日勾當軍府公事。謹錄奏聞。謹奏。

右。伏して去る二月十五日の詔命に准り、臣の遷奉を許すこと、四月二十日自り七月十五日に至るまで、合に假内に在るべし。今假滿るに准り、今月十六日を以て軍府の公事を勾當す。謹み録して奏聞す。謹み奏す。

改葬のための休暇を終え、職務復歸をする（した）という連絡である。①の申請時には七月一九日の洛陽埋葬を豫定していたが、②の日程確認の段階では七月一五日の洛陽埋葬が述べられており、實際の取得休暇は四月二〇日～七月一五日であつたことがわかる。

以上①～⑥の経緯を、いまいちど日を追つて整理すると次のようになる。

二月一五日 改葬の申請と認可①

四月一〇日 日程の確認と、勾當官の申請②

四月一九日 敕許を受ける②

四月二〇日 潤州啓舉。柩を洛陽へ移送。服喪のための休暇に入る

四月二九日 祖父への廻充追贈の奏聞③

五月一九日 祖父へ尙書禮部郎中が追贈される③

五月二七日 謝状を奏上③

閏五月五日 迴充無用の詔を受ける③

閏五月?日 奏上し、迴充無用の件を陳謝③

閏五月～六月 父の洛陽附葬を一品の儀式に準じて行うことを申請④

閏五月～六月 敕許を受ける④

七月一日 祖父母を伊水の陽、父母を萬安山の北原に改葬⑤ 休暇終了

七月一日 職務復歸⑥

申請に對する許可が下りてから六カ月、啓舉から一一四日をかけて、祖父母・父母の洛陽埋葬が行われたことになる。權德輿本人は、四月二〇日の啓舉や洛陽への柩の運搬には携わっておらず、また七月一六日に興元府の職場に復歸していることから、⑤にみたように七月一日の洛陽での附葬も、權璩をはじめとした子弟によって行われたとみるべきである。では、權德輿はこの改葬に際し文書の手續きをするのみで、父母らの柩に會うことはなかったのか。これについては、次の史料が参考になる。『權德輿詩文集』卷五〇・祭外孫女文には次のようにある。

維元和十二年歲次丁酉、六月己未朔、十二日庚午、外翁婆以清酌庶羞之奠、致祭於獨孤氏孫女妹妹之靈。……今爾體魄、歸耐壽安。

維の元和十二年歲次丁酉、六月己未朔、十二日庚午、外翁婆清酌庶羞の奠を以て、獨孤氏の孫女妹妹の靈に致祭す。……今爾が體魄、壽安に歸耐す。

これは獨孤郁に嫁した娘（元和一〇年一〇月二日に卒、洛陽壽安に埋葬²¹）の生んだ子、つまり孫娘の墓參をした際の祭文であり、日付が元和一二（八一七）年六月二日、墓所は洛陽西南郊の壽安とある。またこれに先立つ五月一三日に、内孫

の奉常(璵の子。法延)⁽²²⁾の墓參を行っており、これらの史料から、權徳輿は妻とともに、少なくとも五月から六月の間は洛陽に滞在していたと考えられる。洛陽近邊の墓參などをしながら、杭州及び潤州から運ばれてきた柩を迎えて、改葬の準備を整え、最後の埋葬は子弟にまかせて興元府に戻ったのであろう。

三 改葬手続き上の諸問題

ここでは、前章でみた①～⑥の手續きに關連して看取された諸問題について、考察を加えてみたい。

①改葬の申請について。品官が親族の改葬を行う場合には、職務を一時離れることになるため、朝廷の許可が必要であったことは疑いなくだろう。初葬であれば、祖父・父・母の場合は解官されることになるが、改葬の場合は父母であっても解官の必要はなかった。そして權徳輿が申請の際、改葬を行う理由と啓擧地及び改葬先、日程、營護者を明示していたことは、先にみたとおりである。卷四六・緣遷祔請令子弟營護狀に「今歲在丁酉(元和二年)、是れ商姓の通年」とあるが、これは權氏が五姓(官・商・角・徵・羽)のうち商姓に屬することを述べており、先に占いによつて改葬には卯・酉が吉とされていたが、卯年(元和六年)は事情により斷念したため、酉年である元和二年(八一七)を擇んだことをいう。また改葬の際の營護者については同狀に「敢て自ら營護を求めず、子弟を遣して專往せしめんと欲す」とある。當時は准西節度使討伐の最中であり、權徳輿は山南西道節度使として興元府(漢中)に赴任していた。従つて、洛陽に運ばれる柩の營護には、息子の權璩を遣わすことを申請したのである。

②改葬期間中の職務代理等については、a職務代行者の選定、b休暇期間、c改葬期間の喪服用、の三つについてみておきたい。

まず a職務代行者の選定についてであるが、先にみたように當時の權徳輿の肩書は「山南西道節度管内支度營田觀察處置等使・銀青光祿大夫・檢校吏部尚書・兼興元尹・御史大夫・上柱國・扶風郡開國公」である。②の「請選舉假内差官

勾當状」には、「使事は、請うらくは攝節度副使檢校尚書水部員外郎兼殿中侍御史樊宗師をして勾當せしめ、其の府事は、請うらくは少尹王士良をして勾當せしめ、其の間四使各判官有り」とあるから、まず山南西道節度使は、攝節度副使の樊宗師が勾當し、管内支度使・營田使・觀察使・處置使については、それぞれの判官に擔當させること、また府事すなわち興元尹の職務については少尹の王士良に勾當させるとしている。複数の職務を兼任していた權德輿の場合、一時的に離職する際には、一人の代行者に全權を委任することはせず、各職ごとに代理を選定して申請を行っていることが注視される。次に b 休暇期間についてみておきたい。權德輿が取得できた改葬のための休暇は、四月二〇日から七月一五日迄である。彼自身は潤州の啓擧には立ち會わず、また七月一五日の洛陽附葬にも參列しなかつたと思われる。しかし先にもみたように、卷五〇・祭孫男法延師文（五月三日）や、卷五〇・祭外孫女文（六月二日）をふまえると、權德輿は五月〜六月には洛陽に滞在していたと考えられるのである。そして七月一五日の附葬には立ち會わずに興元府に戻つた。であれば七月一六日に職務に復歸した時點では、前日に洛陽で附葬が行われたかどうかは未確認であつたはずだが、豫定通り行われたという前提で、職場に復歸したものと考えられる。

c 改葬期間の喪服着用については、③でみた卷四六・請追贈先祖故羽林軍錄事參軍狀に附された一文に「進止を奉ずるに、權某は遷擧假内に在り、尋常の公事は各差官に任せて勾當せしめ、如し敕使有り、及び別に詔命を奉ずれば、即ち權に慘服を服して進止を受けしめよ」とある。これは、權德輿が奏上した祖父への贈官願いに對して別敕が降つた場合には、權德輿には慘服（總麻服）を着用させたまま、その敕を拜受するようにさせよ、ということである。『韓昌黎文集』卷二・改葬服議には、

經曰「改葬總」。春秋穀梁傳亦曰「改葬之禮總、擧下緬也」。此皆謂子之於父母、其他則皆無服。……或曰、經稱「改葬總」、而不著其月數、則似三月而後除也。子思之對文子則曰「既葬而除之」。今宜如何。曰、自啓至于既葬而三月、則除之。未三月、則服以終三月也。

經〔儀禮〕喪服に曰く「改葬は總」と。春秋穀梁傳も亦た「改葬の禮は總、下きを擧るは緇はるかなればなり」と曰う。これ皆な子の父母に於けるを謂い、其の他は則ち皆な服無し。……或るひと曰く、經に「改葬は總」と稱し、而して其の月數を著わざざれば、則ち三月にして後に除くに似たり。子思の文子に對うるに則ち曰く「既に葬れば之を除く」と。今宜く如何にすべきか、と。曰く、啓自り既葬に至るまで三月なれば、則ち之を除く。未だ三月ならざれば、則ち服して以て三月を終るなり。

とあり、ここには父母の改葬に際しては總麻服とすべきことが述べられている。韓愈は埋葬が終わっても最低三カ月は服喪が必要だとしているが、『開元禮』卷一三二・五服制度には、

改葬。子爲父母、妻妾爲夫。既葬除之。

改葬は總。子は父母の爲にし、妻妾は夫の爲にす。既に葬れば之を除く。

とあつて、埋葬が終われば服喪を解くとされておられ、韓愈の言とは食い違ふ。いずれにせよ、權徳輿の場合は啓擧から埋葬まで一一四日を要しているので、韓愈のいう總麻服三カ月に比べても二四日ほど多かつたことになる。未葬のまま服喪を解いたとも考えにくく、埋葬を終えた七月一五日までは服喪したと考えてよいであろう。

③祖父への迴充追贈について。第一節でみたとおり、權徳輿は四月二十九日に自分の官職「山南西道節度觀察使・銀青光祿大夫・檢校吏部尚書兼興元尹・御史大夫・上柱國・扶風郡開國公（職事從三品、散官正二品、勳正二品・爵正二品）」のうち、檢校官・兼官・勳・爵を削つて、祖父に贈官を與えてくれるよう奏上した。いわゆる迴充贈官の申請であるが、これにして五月一九日付で權倕へ禮部郎中（從五品上）の追贈が行われた。權倕は右羽林軍錄事參軍（正八品上）で亡くなつてゐることから、いちどに三品をこえる贈官が行われたことになる。そもそも贈官にはどういふ意味があるのか。『唐律疏議』卷二・名例律第15條に「贈官及視品官、與正官同（贈官及び視品官は、正官と同じ）」とあり、その疏議に、

疏議曰、贈官者、死而加贈也。令云、養素丘園、徵聘不赴、子孫得以徵官爲蔭。竝同正官。

疏議して曰く、贈官は、死して加贈するなり。令に云えらく、素を丘園に養い、徵聘せられて赴かざれば、子孫は徵官を以て蔭と爲すを得、と。竝びに正官と同じ。

とあり、贈官とは死後に贈られる官であり、それは「竝びに正官と同じ」であると述べられている。正官と同じというのは、その官に付随する蔭子・賻贈・減罪・課役免除等のさまざまな恩典を同等とすることを指す。これらについてはすでに吳麗娛氏の研究があるので贅言しないが、たとえば五品以上であれば子・孫、三品以上であれば子・孫・曾孫を蔭によつて任官させることが可能となり、また葬儀の際の賻物支給（再度の支給はない）や、墓田の大きさ・明器の數等の喪葬儀禮の等級もここに基づく。しかしながら、今回は祖父の柩は遷しておらず、祖母を耐葬したのみとみられるから、葬儀に關する助喪等の恩典を期待したわけでもないだろう。或いは祖母の柩が耐葬されるに際して、少しでも祖父に榮譽を持たせてやりたいとの氣持ちもあったかもしれないが、權德輿がなぜこの追贈申請を行ったのか明確な理由は撰文にみえない。ただ、當時はこうした祖父母への迴贈は珍しいことではなかつたようである。すこし後のことになるが寶曆元年（八二五）に膳部員外郎王敦史が次のような上言を行つている。⁽²⁶⁾

中外官僚、准制封贈、多請迴授祖父母。臣謹詳古禮及國朝故事、追贈出於鴻恩、非由臣下之求、不繫子孫之便。開元新詔、惟許宰相迴贈於祖。蓋以宰相位高、封贈崇極、故許迴授。近日常僚、率援此例。

中外官僚、制に准りて封贈あるに、多く祖父母に迴授するを請う。臣謹んで古禮及び國朝の故事を詳にす、追贈は鴻恩於り出づ、臣下の求めに由るに非らず、子孫の便に繫からず。開元の新詔は、惟だ宰相の祖に迴贈するを許すのみ。蓋し宰相位高く、封贈崇極なるを以ての故に迴授を許す。近日の常僚、率ね此の例を援く。

權德輿は貞元年間に宰相を経験しており、王敦史がいうような常僚ではない。開元以來の例からみても祖父への迴贈申請は可能であると權德輿は判断したのであろう。

④一品官の儀式に準じて改葬を行うという申請について。卷四六・請遷祔先父准一品儀式狀には「臣の亡父、七月十五日を取り東都に於て遷祔す、贈官は是れ一品。式に准りて合に鹵簿・幔幕・人夫等有るべし、謹み録して奏聞す、伏して敕旨を聴く」とあった。權徳輿の父である權臯は、大曆二年（七六七）に著作郎（從五品上）の肩書で潤州で亡くなり、このとき秘書少監（從四品上）を追贈された。そしてその後、權徳輿の出世の過程で更に三たび贈官を受けることになる。まづ永貞元年（八〇五）に工部尚書（正三品）、元和二年（八〇七）に太子少傅（正三品）、そして元和七年（八一二）に太子太保（從一品）が追贈され、さらに「貞孝公」が追諡された。元和七年の追贈は、權徳輿が長安に家廟を建立した際に申請・追贈されたものである。⁽²⁸⁾『唐喪葬令』復原第12條には、

諸贈官者、贈物及供葬所須、並依贈官品給。若賻後得贈者、不合更給。

諸そ贈官は、贈物及び葬に供して須る所は、並びに贈官の品に依りて給せ。若し賻後に贈を得る者は、合に更めて給すべからず。

とあり、贈官に基づいて贈物及び葬儀官給を行うとしている。本令條は初死の際の規定と思われるが、權徳輿の「式に准りて合に鹵簿・幔幕・人夫等有るべし」という申請に對して、「式に准れ」と敕が下りているところから、改葬についても贈官一品の禮式（鹵簿・幔幕・人夫）で行うことが許され、それに基づく葬儀官給が行われたと考えてよいだろう。ただし贈物には言及がないところを見ると、令にもあるように、追贈が再三に及んだ場合、贈物の下賜はなかったようである。ところで、このようにわざわざ改葬の被葬者が贈一品官であることを述べて申請を行っていることを考えると、初死と異なり、改葬時における鹵簿等の支給については行政側で自動的に行われたのではなく、やはり當事者からの確認申請が必要であったのかもしれない。當時の一品の喪葬規定としては、『唐會要』卷三八に、大曆五年（七七〇）五月一五日、及び元和六年（八一二）一二月の敕として次の内容がみえる。

大曆五年五月十五日敕。應准敕供百官喪葬人夫、幔幕等、三品以上、給夫一百人。四品五品、五十人。六品以下、三

十人。應給夫須和雇、價直委中書門下文計處置。其幔幕、鴻臚・衛尉等供者、須所載幔幕張設人、竝合本司自備。如有特有處分、定人夫數、不在此限。

大曆五年（七七〇）五月十五日敕す。應に敕に准りて供すべき百官喪葬人夫、幔幕等は、三品以上は、夫一百人を給す。四品五品は、五十人。六品以下は、三十人。應に給すべき夫は和雇を須い、價直は中書門下に委ねて文計處置せよ。其の幔幕は、鴻臚・衛尉等の供する者なり、載る所の幔幕張設人を須るは、竝びに合に本司もて自備すべし。特に處分有りて、人夫の數を定るが如きは、此の限に在らず。

（元和）六年十二月、條流文武官及庶人喪葬。三品以上、明器九十事、四神・十二時在內。園宅方五尺。下帳高方三尺。共置五十昇、挽三十六人。輜車用開轍車、油幟・朱絲網絡、兩廂畫龍。幟竿末請用流蘇四。披六。鐸左右各八。黼髮二・黼髮一・畫髮二。士皆布幘深衣。輜車・誌石車、任畫雲氣、不得置幟竿・額帶等。方相車除載方相外、及魂車除幟網裙簾外、不得更別加裝飾、竝用合轍車。纛竿九尺、不得安火珠、貼金銀、立鳥獸旗旛等。

（元和）六年（八一）十二月、文武官及び庶人の喪葬を條流す。三品以上は、明器九十事、四神・十二時は内に在り。園宅は方五尺。下帳は高さ方三尺。共に五十昇を置き、挽は三十六人。輜車は開轍車の、油幟・朱絲網絡、兩廂に龍を畫くを用う。幟竿の末は流蘇四を請用す。披は六。鐸は左右各おの八。黼髮二・黼髮一・畫髮二。士は皆な布幘深衣す。輜車・誌石車は、任せて雲氣を畫き、幟竿・額帶等を置くを得ず。方相車は方相を載るを除くの外、及び魂車は幟網裙簾を除くの外は、更に別に裝飾を加るを得ず、竝びに合轍車を用う。纛竿は九尺、火珠を安んじ、金銀を貼り、鳥獸旗旛等を立つるを得ず。

また埋葬に際しての人力供與については、『唐喪葬令』復原第31條にも次のようである。

諸職事官五品以上葬者、皆給營墓夫。一品百人、每品二十人爲差、五品二十人、皆役功十日。

諸職事官五品以上の葬は、皆な營墓夫を給す。一品は百人、每品二十人もて差と爲し、五品は二十人、皆な役は功十日。

大曆五年（七七〇）の敕では、喪葬人夫は和雇によること、幔幕（函簿もか）³⁰は鴻臚寺・衛尉寺から支給せよとある。いまひとつの元和六年の敕には副葬品や函簿に關する多くの規定がみえており、埋葬に際してはこれらの副葬品や柩を墓所に運び、また墓壙を掘るなどの人力が必要となる。このたび權徳輿が行った改葬では、祖父に尙書禮部郎中（從五品上）の追贈が行われているが、父の權臯が一品官を追贈されたのは元和七年であり、既に五年前のことになる。一品官の父の贈官を基準とした待遇が得られれば一百人が供與されるのであるから、自らは埋葬に立ち會えず、家族親戚も少なかった權徳輿としては、必要な申請であったと思われるのである。

⑤東都耐葬に關して。まず當時の權徳輿の一家の状況を整理しておきたい。【】は權徳輿の赴任地である。

天寶四載（七四五） 祖父偁卒

至德二載（七五七） 祖母楊氏卒

大曆二年（七六七）四月 父臯卒

※李華「權君墓表」は大曆元年、『舊唐書』卷一四八・權徳輿列傳は大曆三年とする

貞元四年（七八八）六月 母李氏卒

【長安】元和五年（八一〇）九月 禮部尙書同平章事

元和七年（八一二）正月 長安通濟坊に家廟を建立。二月に三廟（父臯のほか、祖父偁と曾祖父無待？）を耐廟

【洛陽】元和八年（八一三）六月 東都留守

元和九年（八一四）十一月 娘婿（獨孤郁）卒

元和一〇年（八一五）四月 娘婿（獨孤郁）の墓參。卷五〇・祭子婿獨孤少監文

元和一〇年（八一五）一〇月 娘（獨孤郁妻）卒。卷二六・獨孤氏亡女墓誌銘并序

元和一〇年（八二五）十一月 權順孫（璩の子）卒。卷二六・殤孫進馬墓誌

【興元府】元和一二年（八一六）一〇月 檢校吏部尙書兼興元尹・山南西道節度使

元和一二年（八一七）五月 權奉常（璩の子。法廷）の墓。卷五〇・祭孫男法延師文

※「權氏殤子（奉常）墓誌銘并序」³¹では、六月二四日卒、七月一五日に洛陽埋葬

元和一二年（八一七）六月 孫娘（獨孤氏）の墓。卷五〇・祭外孫女文

元和一二年（八一七）七月 洛陽伊水の陽にあつた祖父僊の墓に祖母楊氏を祔葬、父臯・母李氏を洛陽萬安山に改

葬。卷二六・王妣夫人弘農楊氏祔葬墓誌銘并序、卷二六・先公先太君靈表

權德輿の系圖は先掲のとおりである。本貫は天水略陽で、父の臯は安史の亂を避けて祖母とともに江東に移つてゐた。祖母は至德二載（七五七）に杭州富陽縣で、父は大曆二年（七六七）に潤州で亡くなつてゐる。貞元四年（七八八）に赴任先の洪州で母を亡くし、翌貞元五年に母を潤州の父の墓に祔葬してゐた。そして元和一二年（八一七）の七月には、德輿夫妻と璩夫妻とその子、二男の珏（名前以外不詳）しか、近親がいなかったことがわかる。またこれまでにみてきた權德輿の文中では、祖父の僊についての情報が希薄だということに氣づく。改葬の過程で祖父に贈官を申請してゐたのは先にみたとおりであるが、埋葬に關する記述がみえない。文集にも祖母の改葬墓誌はあるが祖父の墓誌は收められていないのである。祖母の墓誌文である卷二六・王妣夫人弘農楊氏祔葬墓誌銘并序をよくみると、

天寶四年、先太保貞孝既孤、夫人慈仁訓育。……歲在丁酉……啓先公先太君壽堂於丹徒、啓夫人壽宮於富陽。

天寶四年（七四五）、先太保貞孝既に孤となり、夫人慈仁もて訓育す。……歲在丁酉（八一七）……先公先太君（父母）の壽堂を丹徒に啓き、夫人（祖母）の壽宮を富陽に啓く。

とあつて、同時に祖父の壽堂を啓いたとは述べられていない。これらのことから、このとき洛陽に改葬された柩は、祖母と父母の三つであつたとみられる。元和一二年（八一七）の改葬當時、權德輿と妻の崔氏は、すでに娘と娘婿を亡くし、

孫の順孫を亡くしていた。家廟を長安に構えて以後に續いたこれらの不幸、とくに嫡孫の順孫を失ったことが、徳輿に改葬の意志を強くさせたのかもしれない。卷二六・先公先太君靈表には「曾王父以上は本州に葬るも、今は異域に限られ、王父は伊水の陽に葬る。屬者トウに伊水の陽に耐するは吉ならず、萬安山の原を得るは吉なり、と。」とあった。ここに今回の改葬における三つの柩の背景がうかがえる。權氏の祖塋は本來天水にあり、高祖父崇本までは天水の祖塋に埋葬されていたのであろう。ところがその後は吐蕃によって閉ざされてしまい、祖父の俛は洛陽の伊水の陽に埋葬された。その後祖母が杭州で亡くなったが、時あたかも安史の亂のただ中で、洛陽の祖父の墓に耐葬できずにやむなく杭州に埋葬したのである。權徳輿の文集に祖母の墓誌文だけがあつて祖父のものがなく、また父母については、父は李華撰の、母には梁肅撰の墓誌がそれぞれ既にあつたため、「先公先太君靈表」を作成して死後贈官の事などを補足した。祖父・父・母の三人については初葬時の墓誌が遺されていて、新たに作り直す必要がなかったのである。祖父俛の墓祭文である卷五〇・告王考禮部府君文に「今王妣靈輔、至自澤國（今王妣の靈輔、澤國自り至と）」と告げる部分があるのは、祖母の靈柩をようやく杭州より持ち歸つて、祖父と合耐できたことをさすのであろう。祖父母の墓所と父母の墓所とが、同じ洛陽でも別所であつただろうことは、前章でみたとおりである。

⑥改葬に際しての服喪と休暇について。先にみたように、改葬時の服喪は總麻（期間は三カ月）であつた。ただし『開元禮』の五服規定では埋葬が終われば服喪を解くとあり、韓愈の議によれば埋葬が終わつても三カ月は服喪するとあつた。權徳輿の場合は埋葬まで三カ月を超えており、その間を休暇としていた。このことは次の假寧令規定との關係からどのように理解できるだろうか。『唐假寧令』復原第17條には、^②

諸改葬、齊衰杖周以上、給假二十日、除程。周三日、大功二日、小功・總麻各一日。

諸ぞ改葬は、齊衰杖周以上は、給假二十日、程を除く。周は三日、大功は二日、小功・總麻各おの一日。

ここには、改葬のために取得できるのは斬衰・齊衰・杖周以上の肉親の場合は二〇日、程は別給とする（二〇日に加えて支給する）、周（不杖周）は三日、大功は二日、小功・緦麻は一日、とある。權徳輿の場合、實際に取得できたのは一一四日であったが、この内譯を分析することは困難である。假に父母と祖母三人分を足して六〇日（祖父の墓にも手を加えたと考えて八〇日）に、除程分が加えられたと考えることも可能であろうが、それでは除程分が多いようにも思われる。或いはこの間の他の休暇が合算されているのかもしれない、管見の限り他に類例となるような史料も採し得ないため、現在のところ明確な根拠を提示しかねる。

ここでは、權徳輿が改葬のために申請し、取得できた一一四日の休暇は、啓擧日から埋葬日までであったということも思い起こしてみたい。つまりこの啓擧日から埋葬日までが、そのまま取得すべき改葬休暇だったのである。そしてこの期間が二〇日（權徳輿の場合は六〇日ないし八〇日であったかもしれない）或いはこれに除程分を加えた日数を超える場合でも、啓擧日から埋葬日までを服喪のための休暇とした。その場合、改葬先と勤務地が離れていれば埋葬には立ち會えないことになるが、權徳輿が息子の權璠を遣わして埋葬を行わせたのは、こうした事情があつたためではないかと考えられる。さらに右假寧令の「周は三日」以下の文も合わせて考えるならば、啓擧から埋葬までを服喪休暇とするのは喪主のみであったとみるのが穩當であろう。また申請段階では日程が許可されるかどうかはわからず、當初の申請①では七月九日の埋葬が豫定されていたながら、勾當官の申請②では七月一五日埋葬と日付が變更されていた。これはたんに日程が變更になったというよりは、申請が許可された際に變更が加えられたとみたほうがよいだろう。

まとめにかえて

清・趙翼は改葬について、

古人改葬蓋出於不得已。鄭康成謂墳墓以他故崩壞、將亡失尸柩者……後世以遷就風水、輕動祖宗之體魄。謬矣。

古人の改葬は蓋し已むを得ざるに出づ。鄭康成墳墓の他故を以て崩壞し、將に尸柩を亡失する者を謂う……後世は風水に遷就するを以て、祖宗の體魄を輕動す。謬りなり。

と述べている。⁽³³⁾ 葬を遷すという行爲について唐代のそれをみていくと、風水を理由とするのではなく、夫婦を合葬するためであり、行路で亡くなった者を郷里に歸葬するためであり、親族を祖塋に集葬・管理するためというのが、多くその理由であった。

また、墓を新たに造るに際しては、場所を占う必要があり、『開元禮』凶禮の品官葬儀にも「卜宅兆」の禮文が組まれている。改葬の場合も同様に「卜宅」の項目があったことは、第一章でみたとおりである。改葬條では儀禮が省略されていたので、いま『開元禮』卷一三八・三品以上喪之一・卜宅兆條から、その占いの際の祝文をみてみると、

孤子姓名、爲父某官封某甫、度茲幽宅、無有後嘆。某甫其字也……無有後嘆難乎、謂有非常崩壞。

孤子姓名、父某官封某甫の爲に、茲の幽宅を度る、後の嘆有りや無しや。某甫は其の字なり……後の嘆難有りや無しやは、非常の崩壞有るかを謂う。

とあり、親族に影響があるかではなく、新しく造ったその墓がなにかの災害に遭わないかを占っていることがわかる。このことは、改葬條には組み込まれていない「卜葬日」の禮文も同様で、『開元禮』卷一三八の同條に、

孤子某、來日謀卜葬其父某官封某甫、考降無有近悔。考登也、降下也。言卜此日葬、魂神上下得無、近於咎悔也。

孤子某、來日謀（某）、其の父某官封某甫を葬るを卜う、考降して悔に近づくこと有りや無しや。考は登なり、降は下

なり。此の日に葬るを卜し、魂神上下して咎悔に近づく無きを得るやを言うなり。

とあって、やはり被葬者の魂が苦しまないかを占っているのであって、残された者のために行われる卜占ではないことがわかる。卜占の禮文規定そのものは、『儀禮』士喪禮をふまえた内容になっており、埋葬地・埋葬日ともに生者のための内容にはなっておらず、したがってここに風水の影響をみることはできない。しかし唐代の社會において實際に行われていた葬地・葬日に關する占いは、その多くが生者への影響を問うものであった。⁽³⁵⁾このようにみても、唐代の改葬のありかたは、趙翼のいう「風水に遷就する」⁽³⁶⁾少し前の時代情況と位置付けられるのではなからうか。

本稿では、唐代の改葬に關する禮文・令文の規定を押さえながら、元和十二年（八一七）に權德輿が行った改葬の手順について考察を行ってきた。史料から看取できた事柄についてみると、規定と運用との間にはまだ不明瞭な部分も多いが、そのような點も含め、いまいちど内容をまとめておきたい。

唐代では、品官が父母等の改葬を行う際には、豫め目的・被葬者・啓舉地・改葬地・日程・營護者を申請しなければならなかった。許可が得られれば、次に日程の確認と休暇中の職務代行者の申告が行われる。職務代行者については、權德輿のように使職を含む複数の職務を兼任している場合には、全權を誰か一人にゆだねるのではなく、職務ごとに一名の代行者を選定する。改葬のための休暇については、「假寧令」に齊衰杖周以上親で二〇日（除程）という規定があり、その運用實態は、貞元二年（八一七）に權德輿が行った改葬の事例のみでははつきりしない。しかしながら、このとき喪主である權德輿は啓舉日から改葬日まで一一四日を休暇として取得しており、興元府での職務復歸が洛陽改葬日の翌日であることから、ここには除程も含まれていたと考えてよいだろう。改葬の許可が得られた際、被葬者（合耐者）に對し、自分の散官等を迴授して贈官を請求することも可能であり、また改葬被葬者の官位（贈官含む）が五品以上であった場合には、葬儀に際して、その品階に準じた禮式での鹵簿・幔幕・人夫の支給を申請することができた。その際、人夫は和雇によつて集められ、鹵簿・幔幕は鴻臚寺司儀署・衛尉寺武器署より支給された。改葬服喪のための休暇が終れば、申請者

は豫定どおり職場に戻らなければならなかった。

權徳輿の事例からわかることは、およそ以上のようになるう。ではこれらを、先にみた『開元禮』卷一三八・三品以上喪之一・改葬條の禮文規定と比べるとどうであろうか。職務や休暇の制約があり、啓舉地が遠方であればあるほど、本人が柩を營護できる可能性は少なくなる。ましてや『開元禮』が述べるような、家族・親族そろって啓舉の儀禮を行うことなどは、とうてい望めないことであつただろう。また申請したのち許可が得られ被葬者の品階に準じた函簿・幔幕・人夫が支給されるのも、啓舉地から改葬地までの間ではなく、改葬先の城内から埋葬地までの間であつたと考えるのが現実的である。改葬にあつては棺柩や明衣なども新しくする必要があり、柩の運搬・新墓の造營・葬禮の介助などにもたくさんの人手が必要となる。そして、このようにただでさえ心労や經濟負擔の多い改葬を、さらに難しくしていたのが占いであつた。權徳輿も、おそらくは祖父母・父母を同じ塋域に葬るつもりで改葬を行つたのであろうが、占いでそれは不吉と出た。同じ洛陽郊外に土地を求めてなんとか埋葬まで終えた、というところではなかつただろうか。この改葬を終えた翌年、權徳輿は六〇歳で世を去っている。

すこし前の時代、やはり同じように親族の改葬に努めたのが、書家としても有名な顏眞卿である。本宗を繼ぐ從兄の顏杲卿が安史の亂で殺害され、自らは大曆年間に地方轉任を餘儀なくされていた間、行方不明の親族を探し、親族の墓を長安の祖塋に遷した。のち長安に戻り家廟を建立したのち、賊の李希烈のもとに使者にたち殺された。彼が親族の集葬を行い長安祖塋を整備した際に撰した親族の墓碑・墓誌には、顔家の人々の經歷や名前が、可能な限りの字數を割いて刻されており、そこには一族を記録して當代・後代に傳えておこうという意圖が込められていたとわかる。³⁶

中砂明德氏は、唐代に生前の宅だけでなく死後の宅である墓が兩京に集中していく様子を述べ、その背景として墓が一族の紐帯を再確認する場として機能していたとする。そして族墓が散在し、小振りな「家」が分散し、宗族のネットワークが形成されていったことを指摘する。³⁷ 權徳輿や顏眞卿は、規模はことなるが、それぞれ改葬による集葬と家廟建立とを

行っている。顔真卿の場合は、追贈申請と各地祖塋の整備・長安集葬・墓碑建立（七五二～七七八年）ののち、長安に家廟を建立（七八〇年）しており、權德輿の場合は、長安での家廟建立・耐廟に際しての追贈申請（八一～八二二年）ののち、洛陽集葬（八一七年）を行ったことになる。中砂氏の言を借りるとすれば、例えば顔真卿のケースは、亂で影響をうけた小振りな家を立て直し、宗族のネットワークを繋ぎなおそうする過程であり、權德輿の場合は、新興士大夫としての小振りな家を形成しようとする過程であったように思われる。とくに唐代の後半期においては、社會のなかで個人の能力が問われ、またその一方で、官僚達は異動も多く血縁・地縁が希薄となつて、個人や家族の弱さが露呈しやすくなつていた。新興士大夫層の家々では、代々官僚を輩出しつづけるだけの基盤ができていなかったと考えられる。權德輿が行つた改葬の背景には、追贈によつて祖先を強くし、改葬によつて祖塋を良い土地に置き、弱い家を強くしていこうという願いが込められていたのではなからうか。

本稿で述べてきたところは以上であるが、改葬休暇の規定とその運用についてはなお不明瞭であり、また行論の過程でみえてきた葬に關わるさまざまな人々や、柩の運搬方法等については考察が及ばなかつた。追贈や家廟建置との関係性も未整理なままであり、今後の課題とさせていただきます。

註

- (1) 「改葬」とは自然災害等により墳墓が毀損した際に、新たに墓を造りなおすことをいい、また「遷葬」とは本來冥婚をさせることを意味する。このような「改葬」「遷葬」の字義については、西脇常記『千唐誌齋藏誌』に見える唐代の習俗（同氏『唐代の思想と文化』、創文社、二〇〇〇年、第三部第二章第三節）一三七頁を参照。唐代史料においてはいずれも諸事情により墓を遷すことを意味して用
- いられており、明確な區別があるわけではない。このため本稿の行論にあたっては、唐代史料により多くみられる「改葬」の語を用いることにした。
- また歴代における改葬・遷葬の諸相については、楊樹達『漢代婚葬禮俗考』（上海古籍出版社、二〇〇七年、初出は一九三三年）第二章・喪葬、趙翼『陔餘叢考』（中華書局、二〇〇六年）卷三二・改葬、徐乾學『讀禮通考』卷一〇

六・改葬のほか、陳仲凱「唐代人的生活習俗——合葬與歸葬——」（『文博』一九九五年第四期、一九九五年）を参照。

(2) 唐代の庶民墓誌をとりあげた研究には、趙振華「唐代平民《解成墓誌》跋」（同氏『洛陽古代銘刻文獻研究』、三秦出版社、二〇〇九年、第三編一）がある。

(3) 中砂明德「唐代の墓葬と墓誌」（礪波護編『中國中世の文物』、京都大學人文科學研究所、一九九三年）参照。唐人文集・墓誌等からうかがえる唐代の喪葬・墓葬のありかたや、そこで生じたさまざまな問題を網羅的に収集しており、當時の事例を通覧できる。

また顧炎武『日知錄』（原抄本日知錄、臺灣明倫館書局、一九七九年）卷一八・停葬は、長期開祖塋への歸葬をせずにおく停葬が後漢建安→西晉・永嘉年間にみられるようになったことを述べる。唐代にも『舊唐書』卷一二八・顏真卿傳に、

有鄭延祚者、母卒二十九年、殯僧舍垣地。真卿劾奏之、兄弟終身不齒。天下聳動。

鄭延祚なる者有り、母卒して二十九年、僧舍の垣地に殯す。真卿之を劾奏し、兄弟終身不齒とす。天下聳動す。

という有名な話がある。顏真卿が弾劾したのは、墓所への正式な埋葬をせずに寺院の園内に母親を假埋葬したままにしていたことであった。このほか「停葬」の原因として、當時人々が墓地や葬期の吉凶占いを重視する風潮の強かったことも、雷玉華「唐宋喪期考——兼論風水術對唐宋時期

喪葬習俗の影響——」（『四川文物』一九九九年第三期）等に指摘されている。

(4) 唐・長孫無忌等撰『唐律疏議』（劉俊文點校、中華書局、一九九三年）。

(5) 『舊唐書』卷二四・蘇味道傳に、次のような文がみえる。長安中、請還鄉改葬其父、優制令州縣供其葬事。味道因此侵毀鄉人墓田、役使過度、爲憲司所劾、左授坊州刺史。

長安中、郷に還り其の父を改葬せんことを請う、優制あり州縣をして其の葬事を供せしむ。味道此に因りて郷人の墓田を侵毀し、役使すること過度にして、憲司の劾する所と爲る、坊州刺史を左授せらる。

(6) 前掲註(1) 西脇常記論文及び前掲註(3) 中砂明德論文参照。

(7) 拙稿「唐代の上墓儀禮——墓祭習俗の禮典編入とその意義について——」（『東方學』第二二〇輯、二〇一〇年）。

(8) 金子修一「中國古代皇帝祭祀の研究」（岩波書店、二〇〇六年）、石見清裕『唐の北方問題と國際秩序』（汲古書院、一九九八年）第三部第五章「外國使節の皇帝謁見儀式復元」同第六章「外國使節の宴會儀禮」、渡邊信一郎「中國古代の王權と天下秩序」（校倉書房、二〇〇三年）第五章「古代中國の王權と郊祀——南郊祭天儀禮を中心に——」等参照。

(9) 『通典』卷一〇二・禮六二・沿革六二・凶禮二四には、改葬服議等の改葬に関する歴代の議が集められている。南

朝では梁・天監元年（五〇二）、北朝では北魏・神龜元年（五一八）までの議が収載されており、或いはこれ以後『開元禮』までの間に、禮文の形が整えられていったのかもしれない。

(10) 吳麗娛「唐喪葬令復原研究」（天一閣博物館・中國社會科學院歷史研究所天聖令整理課題組編『天一閣藏明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究』（中華書局、二〇〇六年）下冊、六七五―七七頁。

(11) 唐の喪葬儀禮及び喪葬制度の研究には、つとに杉本憲司「唐代の葬制について——唐代墓葬考序説——」（末永先生古稀記念會編『末永先生古稀記念 古代學論叢』、一九六七年）、虎尾達哉「上代監喪使考——唐令監喪規定の繼承と實態——」（『史林』六八一―六、一九八五年）、渡部眞弓「日・中喪葬儀禮の比較研究——日本古代及び中國唐代を中心に——」（『國學院大學日本文化研究所紀要』七一、一九九三年）、西脇常記「唐代の葬俗——とくに葬法について——」（前掲註（一）『唐代の思想と文化』第三部第一章。初出は一九七九年）等がある。

吳麗娛氏の「唐喪葬令復原研究」以後では、同氏「唐朝的《喪葬令》與唐五代喪葬法式」（『文史』二〇〇七年第三輯、二〇〇七年）、同氏「唐朝的《喪葬令》與喪葬禮」（『燕京學報』新二十五期、二〇〇八年）、同氏「關於唐《喪葬令》復原的再檢討」（『文史哲』二〇〇八年第四期、二〇〇八年）、石見清裕「唐代の官僚喪葬儀禮と開元二十五年喪葬令」（『吾妻重二・二階堂善弘編『東アジアの儀禮と宗教』、

雄松堂出版、二〇〇八年）、稻田奈津子「北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討——條文排列を中心に——」（『東京大學史料編纂所研究紀要』第一八號、二〇〇八年）等がある。

なお稻田奈津子氏の所論は、吳麗娛氏が復原した喪葬令のうち、復原6・7・14・31條について疑問を提示したものであるが、これについては吳麗娛氏が「關於『喪葬令』整理復原的幾個問題——兼與稻田奈津子女史商榷——」（臺師大歷史系・中國法制史學會・唐律研究會主編『新史料・新觀點・新視角 天聖令論集』下（元照出版公司、二〇一一年）、「天聖令・喪葬令」整理和唐令復原中一些校正與補充」（黃正建主編『天聖令』與唐宋制度研究）、中國社會科學出版社、二〇一一年、第一編第四章）において反論及び補充案を提示している。

(12) 隋唐期の贈官制度については、徐樂帥「中古時期封贈制度的形成」（杜文玉主編『唐史論叢』第十輯、二〇〇八年）のほか、吳麗娛「唐代贈官的贈賻與贈諡」（『唐研究』第一四卷、二〇〇八年）があり、喪葬儀禮における贈官と贈賻が、たんなる名譽だけでなく、實際的な意味をもっていたことを述べる。吳麗娛氏にはこのほか「光宗耀祖——試論唐代官員的父祖封贈」（『文史』二〇〇九年第一輯、二〇〇九年）、「臨終關懷與告別之儀——唐朝皇帝對官員重病及喪亡的凶禮慰問——」（中國社會科學院歷史研究所隋唐宋遼金元史研究室編『隋唐遼宋金元史論叢』第二輯、上海古籍出版社、二〇一二年）があり、こうした死亡後の恩典が果たし

た、皇帝と官員との關係の親密強化を指摘する。

- (13) 唐・蕭嵩等撰『大唐開元禮』一五〇卷(『大唐開元禮附大唐郊祀錄』、古典研究會光緒十二年洪氏公善堂校刊本影印、汲古書院、一九七二年)。以下本稿ではこの洪氏版本を用いる。

- (14) 石見清裕「唐代凶禮の構造——『大唐開元禮』官僚喪葬儀禮を中心に——」(『福井文雅博士古稀・退職記念論集刊行會編』『アジア文化の思想と儀禮』、二〇〇五年)。

- (15) 改葬時に柩を新しくするということについては、韓愈『韓昌黎文集』(馬其昶校注・馬茂元整理『韓昌黎文集』、上海古籍出版社、一九八六年)卷七・女挈壙銘に、

五年愈爲京兆、始令子弟與其姆易棺衾、歸女挈之骨于河南之河陽韓氏之墓、葬之。

五年愈京兆と爲り、始めて子弟と其の姆とをして棺衾を易え、女挈の骨を河南の河陽の韓氏の墓に歸し、之に葬らしむ。

とある。これは元和一四年(八一九)に商南の層峰驛で亡くなった四女の女挈を、長慶三年(八二三)に河南府河陽縣の祖塋に改葬した際の撰文であり、ここに「棺衾を易え」ということがみえる。

- (16) 唐代の喪葬儀禮のなかで靈と尸とを分けて扱うことは、皇帝葬儀においても同様であった。金子修一主編『大唐元陵儀注新釋』(汲古書院、二〇一三年)「〔26〕葬儀合葬附参照。

- (17) 「敕使弔」は、『開元禮』卷一三八・三品以上喪一、卷一

四二・四品五品喪一にそれぞれ禮文がみえる。この「敕使弔」については、吳麗娛氏が前掲註(11)「『天聖令・喪葬令』整理和唐令復原中的一些校正與補充」の中で、復原第6條の補正案として、

諸京官職事三品以上・散官二品以上、遭祖父母・父母喪、京官四品、遭父母喪、都督刺史竝内外職事・若散官・以理去官、五品以上在〔兩?〕京薨卒者、及五品之官身死王事者、竝奏聞 在京從本司奏、在外及無本司者、從所屬州府奏 遣使弔。

諸京官職事三品以上・散官二品以上の、祖父母・父母の喪に遭うもの、京官四品の、父母喪に遭うもの、都督刺史竝びに内外職事・若しくは散官・理を以て官を去るもの、五品以上の〔兩?〕京に在りて薨卒する者、及び五品の官の身王事に死す者、竝びに奏聞し京に在るは本司従り奏し、外に在る及び本司無き者は、所屬の州府従り奏せ 使を遣して弔せしめよ。

という令文復原案を提示しており、当該論文で補足された「使を遣して弔せしめよ」の部分が、『開元禮』の「敕使弔」の禮文と關連することになる。唐代の葬儀では、弔使が派遣される場合、その多くで規定贈賻の増額や官給助祭などの恩典の指示がみられるが、こうした特典は原則として五品以上喪に限られていたことになる。

- (18) 權德輿が行った改葬については、前掲註(3)中砂明德「唐代の墓葬と墓誌」三七四―三七五頁にもその概略が述べられている。また西脇常記「權德輿とその周邊」(前掲

- 註(1)『唐代の思想と文化』第二部第一章)は、權德輿を新興士大夫層と位置付け、その道教・佛教との關係を指摘している。
- (19) 權璩の生没年・經歷については不明な點が多いが、崔逢墓誌(八二三年)に「外孫前諸道鹽鐵推官朝議郎監察御史裏行扶風縣開國男權璩撰」とあり、また楊元卿墓誌(八三四年)に「朝散大夫守中書舍人上柱國扶風縣開國男食邑三百戶權璩書」とあるので、大和年間までの生存は確認できる。趙文成・趙君平編選『新出唐墓誌百種』(西泠印社出版社、二〇一〇年)。
- (20) 父の權阜の墓誌は李華の撰で、『全唐文』卷三二一・著作郎贈秘書少監權君墓表にみえるが、卒年が「大曆元年四月某日」となっている。また母の墓誌は梁肅撰で、『全唐文』卷五二一・著作郎贈秘書少監權公夫人李氏墓誌があり、ここには、
- 享年若干、以四年秋七月某辰、寢疾而終。……以來歲某月日、權合祔於先君假葬之域。
- 享年若干、(貞元)四年秋七月某辰を以て、寢疾して終る。……來歲某月日を以て、權に先君の假葬の域に合祔す。
- とあり、亡くなったのは七月としている。本稿では權德輿自身が「先公先太君靈表」で述べるところを採る。
- (21) 獨孤郁に嫁した娘に關した權德輿の撰文には、『權德輿詩文集』卷二六・獨孤氏亡女墓誌銘并序がある。
- (22) 孫の權奉常については、『權德輿詩文集』卷五〇・祭孫男法延師文、及び後段註(31)を參照。
- (23) 唐假寧令復原10條には「諸喪、斬衰三年、齊衰三年者、竝解官(諸喪は、斬衰三年、齊衰三年は、竝びに官を解け)」とある。趙大瑩「唐假寧令復原研究」(『天一閣藏明鈔本天聖令校證』參照。ここにみえる「斬衰三年」は子が父に對する場合、及び嫡孫が祖父に對する場合をいい、「齊衰三年」は子が母に對する場合をいう。前掲註(10)吳麗娛「唐喪葬令復原研究」參照。
- (24) 唐代の別敕については牛來穎「『天聖令』中的別敕」(徐世虹主編『中國古代法律文獻研究』第四輯、法律出版社、二〇一〇年)を參照。牛來穎氏は、當時の別敕には、特別措置としての制敕、及び附令編敕の含意があり、基本的には通常の正敕と異なるものではないとする。ここにみえる別敕も、特別措置との意味であろう。
- (25) 『舊唐書』卷二七・禮儀志に載る開元五年(七一七)の田再思の建議の中に「又改葬之服、鄭云服總三月、王云訖葬而除(又た改葬の服は、鄭は服總三月と云い、王は葬訖れば除くと云う)」とあり、韓愈の説は鄭玄によった内容であったことがうかがえる。
- (26) 贈官に關する吳麗娛氏の研究としては前掲註(12)「唐代贈官的轉贈與贈諡」及び「光宗耀祖・試論唐代官員的父祖封贈」を參照。
- (27) 宋・王傅撰『唐會要』(上海古籍出版社、一九九一年)卷五八・尚書省諸司中・司封員外郎。
- (28) 『權德輿詩文集』卷四六「請耐廟狀」及び「謝追贈表」

参照。ここによると、権家の家廟は長安通濟坊に建てられ、廟室は三廟、元和七年（八一二）二月二日に耐廟の儀が行われた。

- (29) 賻物とは助葬のため朝廷或いは會葬者から贈られる錢・帛・穀等の物をいう。唐朝では品階ごとに支給額が定められており、弔問使など敕使が派遣されるような葬儀の場合には、さらに増額が行われた。賻物を含む賻贈制度の概略については、前掲註(12) 吳麗娛「唐代賻官的賻贈與賻諡」参照。

- (30) 『唐六典』（唐・李林甫等撰、陳仲夫點校、中華書局、一九九二年）卷一六・衛尉寺・武器署に「若王公百官拜命及婚葬之禮、應給鹵簿（王公百官の拜命及び婚葬の禮の若きは、應に鹵簿を給すべし）」とあり、また同書卷一八・太常寺司儀署に「司儀令掌凶禮之儀式及供喪葬之具（司儀令は凶禮の儀式及び喪葬の具を供するを掌る）」とある。

(31) 「權氏殤子墓誌銘并序」については「千唐誌齋藏誌」（河南省文物研究所・河南省洛陽地區文管處編、文物出版社、一九八四年）一〇一〇のほか、『隋唐五代墓誌匯編』（洛陽古代藝術館編・陳長安主編、天津古籍出版社、一九九一年）洛陽卷一三—一にも拓影がある。一九三二年五月一日に河南省洛陽市北二十里の泉嶺村で出土し、誌石は千唐誌齋に保存されている。墓誌には次のようである。

以元和十二年六月廿四日、天子興元大父理所。享年九歲。以其年七月壬寅附于曾王父之左、元兄之後。縣曰洛陽、鄉曰平陰。其父以營奉改卜之事、不見其哭。

元和十二年六月廿四日を以て、興元の大父の理所に夭す。享年九歲。其年七月壬寅を以て曾王父の左、元兄の後に附す。縣は曰く洛陽、郷は曰く平陰。其の父改卜の事を營奉するを以て、其の哭を見ず。

しかし、この墓誌の記述は『權德輿詩文集』卷五〇所載の「祭孫男法延師文」と内容が合わない。まず六月廿四日に亡くなったのであれば、祭文に五月十三日壬申に權德輿が墓參したとあるのはおかしい。またその死亡に父が立ち會っていないということについても、祭文には「爾父在京、不見其絕」とある。さらに埋葬地について、墓誌がいうように曾祖父（皇）の墓に耐葬したのであれば、萬安山の北原でなければならぬが、ここには平陰郷（邙山の東）としており、出土したとされる場所は洛陽市の北である。中砂明德氏は前掲註(3) 論文において權德輿の改葬の事例をとりあげた際、こうした疑義があるためか、この墓誌にはふれておられない。なお唐代墓誌の地名表記に基づく郷里比定については、愛宕元「兩京郷里村考」（同氏「唐代地域社會史研究」、同朋舎、一九九七年）、趙振華「唐代洛陽郷里方位初探」（前掲註(2) 『洛陽古代銘刻文獻研究』第一編三）を参照。

- (32) 本唐假寧令條文は前掲註(23) 趙大瑩「唐假寧令復原研究」の復原による。

- (33) 清・趙翼『陔餘叢考』（中華書局、二〇〇六年）卷三二・改葬條參照。

- (34) 葬地・葬日の卜占儀禮は、『儀禮注疏』卷三七・士喪禮

参照。

(35) 『舊唐書』卷六一・溫大雅傳に、

大雅將改葬其祖父、筮者曰「葬於此地、害兄而福弟」。

大雅曰「若得家弟永康、我將含笑入地」。葬訖、歲餘而卒。

大雅將に其の祖父を改葬せんとするに、筮者曰く「此の地に葬るは、兄を害し弟を福す」と。大雅曰く「若し家弟の永康を得れば、我れ將に含笑して地に入らんとす」と。葬訖り、歲餘にして卒す。

とあり、既に唐初より、埋葬地の占いが、生者の吉凶を告げる内容で行われていたことがうかがえる。

(36) 拙稿「顔勤禮碑と顔氏一門」(『東アジア石刻研究』第2

號、二〇一〇年)。

(37) 前掲註(3) 中砂明德論文参照。また室山留美子「隋開

皇年間における官僚の長安・洛陽居住——北人・南人墓誌記載の埋葬地分析から——」(『都市文化研究』一二、二〇一〇年)によれば、長安・洛陽の兩京に墓葬が集中していることは、隋代からの現象であった。

〔補記〕

本稿提出後に、吳麗娛『終極之典——中古喪葬制度研究——』上・下(中華書局、二〇一二年一二月)が刊行された。とくに下編では唐代官員の喪葬に關する法令や諸制度が整理されており、あわせて参照されたい。

made especially for reading good or bad omens for certain days was the *qinian shiri* 七年視日 (*Yuanguang yuannian lipu* 元光元年曆譜). The *juzhuli* may have been born out of such trends.

In contrast, the *zhiri* was a calendar used exclusively as an official note for officials to record public activities. At first glance, the *zhiri* closely resembles the *shiri*, but the *zhiri* has no calendrical annotations; and therein we can distinctly see the differing functions of the two.

As far as can be gleaned from the circumstances of their excavation, the *rishu* emerged, by way of contrast, in the Chu state during the late Warring States period, passed through the periods of the Qin state and the Qin empire, and were concentrated in reigns of Emperor Wen and Emperor Jing in the Former Han. They existed as late as the end of the Former Han and into the early Later Han. Most of the owners of tombs who buried *rishu* belonged to the lower official class in the commanderies and counties. It can be surmised that the bureaucracy and the commandery-and-county system developed at this time as the background to such a situation. For the local official class who frequently made official trips as a result of this reorganization of the government system, the *rishu* was an indispensable tool for divining the future. In other words, the development of the bureaucracy and commandery-county system increased occasions for official trips, and the *rishu* and *shiri*, as well as the *zhiri*, as a note of official trips, emerged at the time as reflections of such circumstances.

THE RITUAL OF REBURIAL AND THE SYSTEM OF REBURIAL DURING THE TANG ERA

EGAWA Shikibu

Reburial (*gaizang* 改葬) here means the removal of a previously constructed tomb to another location. In the Tang era, removal of a coffin that had been temporarily buried in one place for any of a variety of reasons and transfer to an ancestral cemetery were recognized as nearly obligatory by the sons and grandsons of the dead. Thus there were many cases of such reburial during the period.

The main reasons for reburial were to bury a husband and wife who had died at different times or places together, to move the remains of a family member who died in a foreign land from a temporary tomb to an ancestral cemetery, to remove

the dead who had been buried in an inconvenient place to a convenient location in order that the family of the deceased could maintain the tomb, and so on. It seems that such reburial received social support in the Tang era as the *Da Tang Kaiyuan Li* 大唐開元禮 contains the program for a reburial ceremony, and institutional support for reburial was established. For instance, a bureaucrat could apply for a furlough to rebury a parent. Nevertheless, scholars have seldom addressed the content of the system concerned with reburial or its operation.

In this paper, the author surveys the contents of the reburial ceremony seen in the *Da Tang Kaiyuan Li*, and takes up the case of the reburial conducted by Quan Deyu 權德輿, a bureaucrat of the middle Tang era. The author also examines the contents of the system and its practice, and the problems witnessed therein according to the written procedures. It becomes clear that, in order to rebury someone, it was necessary to apply in advance and report the purpose, the name of the entombed ancestor, the places of exhumation and reburial, the schedule, and the guardian of the coffin. Furthermore, one would also apply for a proxy to serve during one's leave of absence, posthumous honors for the entombed ancestor, and government aid for funeral service according to the ceremonial code; and then authorities would issue permits for each of these. It is apparent that even for a high-level official such as Quan Deyu, a former prime minister, the mental and economic burden of reburial was very heavy.

Nevertheless, there were many cases of reburial in the Tang era and behind this situation was probably the fact that the blood and territorial relationships of bureaucrats had weakened due to frequent personnel changes and transfers at that time. This was especially the case for one who belonged to the newly risen scholar bureaucrat class such as Quan Deyu, who had few close family members or relatives and who was not yet established a foundation to produce bureaucrats generation after generation. It can be surmised that behind the many reburials conducted during the period was the desire by individuals to enhance the prestige of their ancestors with posthumous honors, to improve the location of the ancestral cemetery through reburial, or to strengthen a relatively powerless family.